

## 発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の実施状況について

前回報告（平成19年11月13日）以降の主な取組み状況について

### 【原子力部門の活動】

#### 1. 保安規定変更認可について

- ①平成19年9月28日及び11月30日にそれぞれ保安規定変更認可申請した「関係法令及び保安規定の遵守のための体制や安全文化を醸成するための体制に関すること等」及び「根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制に関すること」について（それぞれの申請日にお知らせ済み）、12/13に経済産業大臣から認可を受けた。
- ②QMS高度化活動の成果の一環として、「新規に制定または変更した社内要領」及び「原子力関係組織が共通のQMSに基づき業務を行う（横串機能）ことを管理運営するための組織（電源事業本部（原子力品質保証））の設置」等を内容とする島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請を平成19年12月20日に行い、平成20年1月21日に経済産業大臣から認可を受けた。

#### 2. 平成19年度第3回特別な保安検査への対応について

平成19年11月26日～12月21日にわたり、発電設備の総点検の結果に係る再発防止対策の実施状況などを検査項目とした平成19年度第3回保安検査が行われたが、大きな指摘事項はなかった。

#### 3. 平成19年度第4回特別な保安検査への対応について

平成20年2月25日～3月21日にわたり、発電設備の総点検の結果に係る再発防止対策の実施状況などを検査項目とした平成19年度第4回保安検査が行われている。

#### 4. 品質保証総括組織の設置

原子力関係組織が統一的なQMSの下で品質保証活動が実施できるよう品質保証活動を総括する機能をもった新組織－電源事業本部（原子力品質保証）－を2月1日に設置した。

#### 5. 新QMS文書の施行

原子力関係業務を品質保証の面で点検し、その結果を反映した品質保証活動の要領類（新QMS文書）を制定し、2月1日から運用を開始した。

## 【全社共通施策の活動】

### 1. コンプライアンス強調月間行事の実施（H19／11）

- ①コンプライアンス意識啓発ツールの配布
- ②コンプライアンス教育・eラーニングの実施等（本社、発電所、建設所）

### 2. 「法令遵守のための教育」の実施

講師：社団法人 中国地域ニュービジネス協議会 専務理事 磯村定夫氏

テーマ：「企業人と倫理」

実施日：発電所、建設所 11／26（月）、27（火）

本店（原子力） 11／28（水）

### 3. 第7回アドバイザーボード委員会の島根開催について

第7回アドバイザーボード委員会が平成19年11月30日（金）松江市で開催。  
なお、同委員会終了後、同委員会の郷原委員長が記者会見を実施した。

### 4. 組織変更に係わる報道発表について

当社における一連の不適切事案の発生を教訓とした「企業再生プログラム」の検討課題のひとつであった「本部部門の組織再編成」などを平成20年2月1日付で実施する旨を、本日報道発表。なお、この報道発表では、上述の保安規定変更認可を受けた電源事業本部（原子力品質保証）の設置等など原子力部門の組織変更についても言及した。

### 5. 全社による現業機関へのサポート機能の強化

現場機関が抱える悩みについて本社に気軽に相談し問題解決等が図られるよう、各組織の相談窓口を明確化し機能を強化（2月1日運用開始）。

### 6. 本社部門組織の再編成

コンプライアンス最優先の経営の実現と内部統制機能の更なる強化を図るため、内部統制の要となる全社横断的な業務を担うコンプライアンス推進部門の新設、事業本部の責任体制の強化等を図る組織再編成を実施（2月1日運用開始）。

## 【その他】

### 1. 来年度の取り組みについて

原子力部門及び全社共通施策の活動ともに、再発防止対策については、平成19年度の取組状況の評価を踏まえて、順次、日常業務への定着化を図っていくこととする。

以上